北広島市公共施設等個別施設計画

土木事務所編

令和６年(2024 年) ３月

北広島市

目　次

1　策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

2　個別施設計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

3　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

4　標準使用年数の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ

5　対象施設及び劣化状況

(1)　劣化状況の評価の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

(2)　対象施設及び劣化状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

6　個別施設に係る方針

(1)　個別施設の今後の方針に係る用語の定義・・・・・・・・・・・・・2ページ

(2)　個別施設の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ

7　対策の優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ

個別施設計画シート

土木事務所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ

1　策定の背景と目的

平成 25 年 11 月に、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各施設を管理及び所管する国や地方公共団体の各機関は、施設の維持管理、更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することとされました。

このことを踏まえ、本市では、平成 28 年 6 月に行動計画にあたる「北広島市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正管理に向けた基本方針等を定めたところであります。

本計画は、当該基本方針等に基づき、個別施設について、戦略的な維持管理、更新等を推進することを目的として策定するものです。

2　個別施設計画の位置付け

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画等において、地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画(行動計画)に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として示されている「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」に位置付けるものです。

3　計画期間

計画期間は、令和 4 年度(2022 年度)から令和 13 年度(2031 年度)までの 10 年間とします。なお、社会情勢等によって公共施設等を取り巻く環境は、変化し得るため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

4　標準使用年数の設定

施設の寿命を想定する指標としては、法定耐用年数が存在しますが、実際には、法定耐用年数を超えて使用する場合が一般的です。

そのため、今後の施設の維持、長寿命化等の目安として、物理的耐用年数に基づく標準使用年数を次のとおり設定し、個別施設の今後の方針を決める上での参考とします。

なお、設定の根拠として、(一社)日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考とし、中間値を採用します。

構　造	「建築物の耐久計画に関する考え方」の範囲	標準使用年数
RC 造(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造)	50～80 年	65 年
SRC 造(鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造)		
S 造(重量)(鉄骨造)		
CB 造(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造) (SB 造(ｾﾗﾐｯｸﾌﾞﾛｯｸ造)は、CB 造に準じる。)		
S 造(軽量)(鉄骨造)	30～50 年	40 年
W 造(木造)		

5　対象施設及び劣化状況

本計画の対象施設は、(2)に掲げる施設であり、当該対象施設について、劣化状況の評価を行いました。劣化状況の評価の基準は、(1)に記載のとおりです。

(1)　劣化状況の評価の基準

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

(2)　対象施設及び劣化状況

建物概要												劣化状況								
No	施設名	建築年度	①経過年数	②標準使用年数	②-①	延床面積(㎡)	構造種別	耐震診断	耐震化	地上(階)	地下(階)	屋根・屋上	外壁	内部仕上げ	電気設備	給水設備	排水設備	空調設備	その他設備	外構
1	土木事務所	令和5	0	65	65	2612.87	RC＋S	新耐震基準	不要	1	1	A	A	A	A	A	A	A	A	A

6　個別施設に係る方針

(1)　個別施設の今後の方針に係る用語の定義

存　続	その施設を維持すること。
更　新	その施設の建替え(移転、統合及び複合化による建替えを含む。)をすること。
廃　止	その施設を廃止すること。
統　合	類似施設の機能を、その施設に集約すること。
複合化	別の施設の異なる機能をその施設に集約すること。

(2)　個別施設の方針

個別施設に係る今後 10 年間の方針を次のとおりとします。なお、当該方針は、社会情勢等の変化や個別施設の劣化状況等の変化に応じて、適宜見直しながら取り組みます。

No	施設名	地区	基本的な方針	
1	土木事務所	東部	存続	令和5年度に建設され、共栄から移転した施設であり、今後も現施設を維持していく。

7　対策の優先順位の考え方

対策の優先順位については、施設の役割、機能、利用状況等を考慮し、改修が必要な箇所の優先順位を考えるものとします。

個別施設計画シート

1　施設の概要

対象施設名	土木事務所		延床面積	2,613　㎡
所在地	中の沢403番地	建築年度	令和5　年度（　2023　年度）	
構造種別	RC＋S	階数	地上　1 階　地下　1 階	

2　計画期間

令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)まで

3　計画期間内の施設の基本的な方針等

方針	存続
説明	築1年程度であるため、当面、現施設を維持する。
目標使用年度	令和70年度(2088年度)まで

4　施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)

劣化が殆どない状況である。

5　この施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等

北広島市役所の業務に係る道路、土木工作物等の維持管理、除排雪、道路・河川の占用許可等を実施している施設であり、年間約3,000人の来庁がある。また、災害発生時も災害対応拠点としての機能等を有しており重要な施設である。

6　改修等の対策を実施する際に考慮すべき事項

執務スペース、来庁者への配慮など安全かつ円滑な業務運営が実施できるよう考慮する。

7　改修等の対策の優先順位の考え方

現状として、施設の劣化が殆どないが、部分的に劣化が目立ってきた場合は、この施設の役割、機能、利用状況等を考慮し、改修が必要な箇所の優先順位を考えるものとする。

8　改修等の対策内容、実施時期及び対策費用(概算金額)

実施予定年度		対策内容	金額
計画期間内			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
計画期間外	令和24年度	中規模改修実施設計	6,663　千円
	令和25年度	中規模改修(塗床、屋根、外壁、電気設備、機械設備等の劣化部分の修繕)	222,094　千円
	令和37年度	大規模改修実施設計	13,326　千円
	令和38年度	大規模修繕（内外部改修、建具改修、電気・機械設備改修他）	444,188　千円
	令和57年度	中規模改修実施設計	6,663　千円

※この計画に記載の内容は、社会情勢等の変化、個別施設の劣化状況等に応じて、適宜見直しながら取り組みます。